

よくあるお問い合わせ

No	お問い合わせ	回答
1	2019年5月以降も、「平成」表示の保険申込書・変更届出書で手続きをしても契約手続きは有効ですか？	はい、ご契約手続きは有効です。元号の変更によって契約手続きに影響を及ぼすことはありません。
2	2019年5月以降も、「平成」表示の保険証券・変更確認書・自賠責保険証明書は有効ですか？	はい、保険証券・変更確認書・自賠責保険証明書は有効です。元号の変更によって契約内容に影響を及ぼすことはありません。
3	「平成」表示の保険申込書の旧元号を新元号に訂正する場合、訂正署名（訂正印）は必要ですか？	訂正前後が同一年の場合、訂正署名（訂正印）は不要です。 <例> 訂正前 平成31年5月1日 訂正後 平成31 〇〇（新元号）1年5月1日 ※訂正前後は、ともに西暦2019年になりますので訂正署名（訂正印）は不要です。
4	保険証券は、「〇〇（新元号）元年」「〇〇（新元号）1年」のいずれで表示されますか？	「〇〇（新元号）1年」で表示します。
5	手続きにあたり確認書類の提出を求められていますが、5月以降の日付が「平成」で表示された確認書類でも有効ですか？ 例）運転免許証の有効期限、 車検証の車検満了日	はい、確認書類として有効です。 なお、確認書類上の日付が「平成」表示であっても、5月1日以降に作成する保険証券・変更確認書では、新元号で表示します。あらかじめご了承ください。
6	原動機付自転車等の自動車に貼付している自賠責保険標章（ステッカー）が、「平成」用（例 31年）です。改元後もこのまま表示しておいても有効ですか？	はい、自賠責保険標章（ステッカー）は有効です。